

第 59 回伊勢市都市計画審議会 事前説明案件

令和 2 年 4 月 28 日

- 事前説明案件 1 伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理場）の変更素案
…P 1～P 5
- 事前説明案件 2 伊勢都市計画特定用途制限地域の変更素案
…P 6～P 12
- 事前説明案件 3 環境影響評価方法書の概要
…P 13

【計画書】

伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）

都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ処理場名			
1	伊勢広域環境組合 ごみ処理施設	伊勢市西豊浜町	約 6.05ha	可燃ごみ処理施設 211t/日 粗大ごみ処理施設 15t/日 リサイクル施設 12t/日

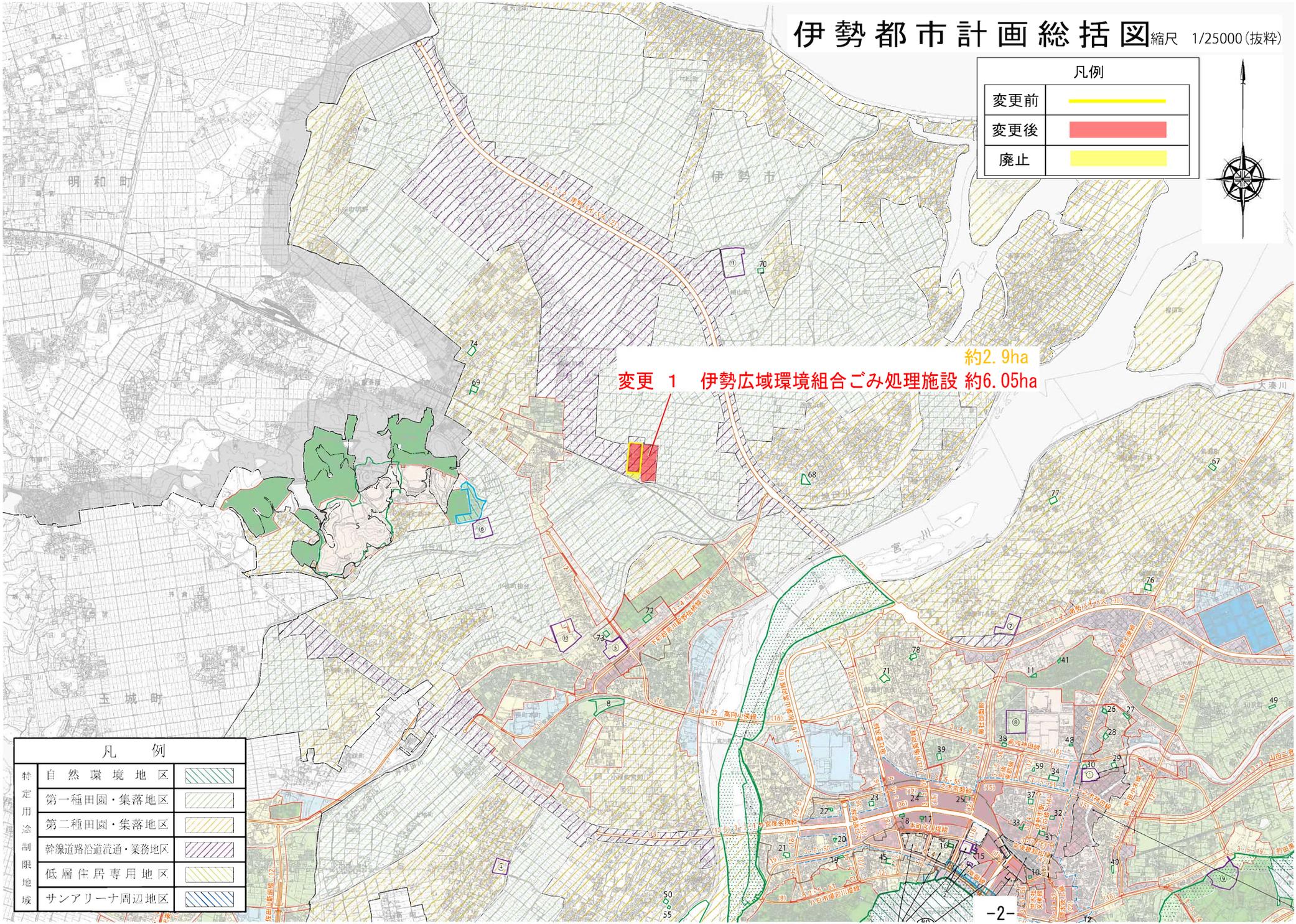
「区域図は計画図表示のとおり」

理由

別紙理由書による。

伊勢都市計画総括図 縮尺 1/25000 (抜粋)

凡例	
変更前	
変更後	
廃止	

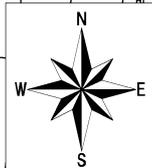


変更 1 伊勢広域環境組合ごみ処理施設 約6.05ha

約2.9ha

凡例		
特定用途制限地域	自然環境地区	
	第一種田園・集落地区	
	第二種田園・集落地区	
	幹線道路沿道流通・業務地区	
	低層住居専用地区	
	サンアリーナ周辺地区	

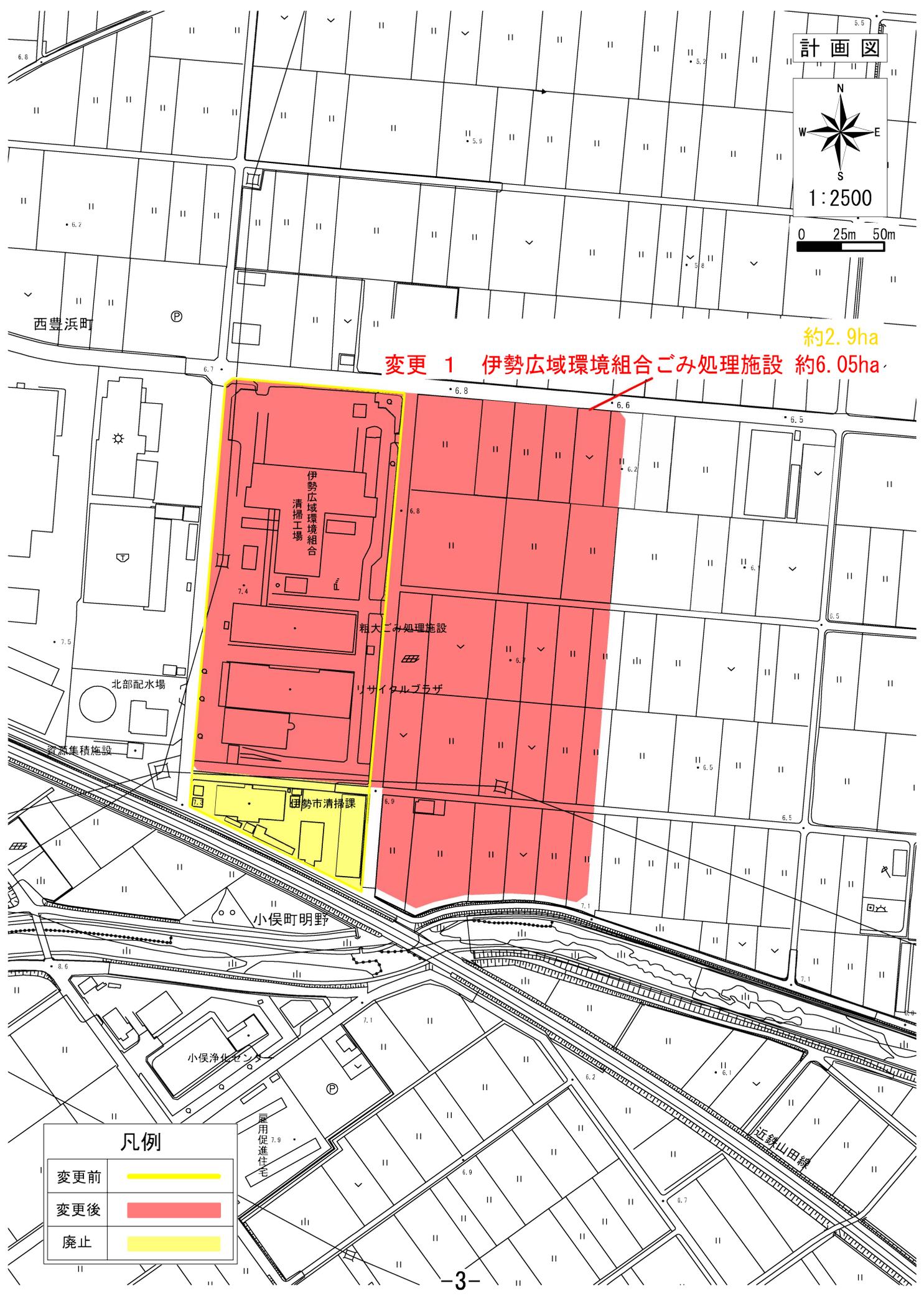
計画図



1:2500



変更 1 伊勢広域環境組合ごみ処理施設 約6.05ha
約2.9ha



凡例

変更前	
変更後	
廃止	

理由書

伊勢都市計画ごみ処理場は、昭和 48 年 11 月 12 日に伊勢広域清掃工場という名称でごみ焼却場として都市計画決定を行い、昭和 50 年 4 月より供用を開始した。その後、平成 7 年 2 月に粗大ごみ処理施設を敷地内に新設、平成 8 年 4 月に可燃ごみ処理施設の更新を行っている。また、平成 11 年には、ごみ焼却場からごみ処理場へと都市計画の内容を変更し、平成 12 年 4 月にリサイクルプラザの供用を開始した。

当該施設については、昭和 50 年 4 月から継続使用しており、老朽化が著しい状況にあるため、新たに施設を設けることとなるが、既存施設の稼働停止は出来ず業務を継続しながら建設していくことになるため、建設候補地として新たに用地を求めていく必要がある。

建設候補地については、災害や自然環境保護の観点、インフラ設備の整備状況等から対象地を絞り込み、土地の現況、経済性、周辺状況、その他の要素により、現有地を含む伊勢広域清掃工場周辺に計画することとした。

これらの状況を踏まえ、将来にわたり安全かつ安定的なごみ処理体制を継続するため、建築基準法第 51 条及び都市計画法第 11 条第 1 項第 3 号の規定により、伊勢都市計画ごみ処理場の変更を行うものである。

新旧対照表

伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）

都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

ゴシック斜体は、変更前

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ処理場名			
1	伊勢広域清掃工場 伊勢広域環境組合 ごみ処理施設	伊勢市西豊浜町	<i>約 2.9ha</i> 約 6.05ha	<i>焼却施設</i> 240t/日 可燃ごみ処理施設 211t/日 45t/日 粗大ごみ処理施設 15t/日 34.5t/日 リサイクル施設 12t/日

伊勢都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

ゴシック斜体は、変更前

種 類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域 (自然環境地区)	約 3,203.2 ha	<p style="text-align: center;">建 築 物</p> <p>○店舗等の床面積の合計が 150 m²を超えるもの 又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの ○事務所の床面積の合計が 150 m²を超えるもの 又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの ○ボーリング場、スケート場、水泳場等 ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー、個室付浴場等 ○自動車教習所 ○倉庫業を営む倉庫 ○工場 (ただし、次のものを除く。 ①農産物の処理又は加工に必要な施設 ②木材加工場や陶磁器工場 ③パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作 業場の面積が 50 m²以下のもの) ○危険物の貯蔵・処理に関する施設 (ただし、上記①②③に掲げる工場において 貯蔵または処理する危険物の貯蔵・処理に 関する施設を除く。)</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	<p>・ただし、保 安林の区域 について は、特定用 途制限地域 の区域から 除く。</p>
		<p style="text-align: center;">工 作 物</p> <p>○クラッシャープラント、コンクリートプラン ト等 ○アスファルトプラント等 ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	

<p>特定用途制限地域 (第一種田園 ・集落地区)</p>	<p>約 1,667.7 ha</p> <p>約 1,663.6 ha</p>	<p>建築物</p> <p>○店舗等の床面積の合計が 150 m²を超えるもの 又は3階以上の部分その用途に供するもの ○事務所の床面積の合計が 150 m²を超えるもの 又は3階以上の部分その用途に供するもの ○ホテル・旅館 ○ボーリング場、スケート場、水泳場等 ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー、個室付浴場等 ○自動車教習所 ○倉庫業を営む倉庫 ○工場 (ただし、次のものを除く。 ①農産物の処理又は加工に必要な施設 ②パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、 畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面 積が 50 m²以下のもの) ○危険物の貯蔵・処理に関する施設 (ただし、上記①②に掲げる工場において貯蔵 または処理する危険物の貯蔵・処理に関する 施設を除く。)</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
		<p>工作物</p> <p>○クラッシュプラント、コンクリートプラ ント等 ○アスファルトプラント等 ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
<p>特定用途制限地域 (第二種田園 ・集落地区)</p>	<p>約 3,695.8 ha</p>	<p>建築物</p> <p>○店舗等の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの ○ホテル・旅館 ○ボーリング場、スケート場、水泳場等で、床 面積の合計が 3,000 m²を超えるもの ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー、個室付浴場等 ○自動車教習所で、床面積の合計が 3,000 m²を 超えるもの ○倉庫業を営む倉庫</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	<p>・ただし、保 安林の区域 については、特定用 途制限地域 の区域から 除く。</p>
		<p>工作物</p> <p>○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	

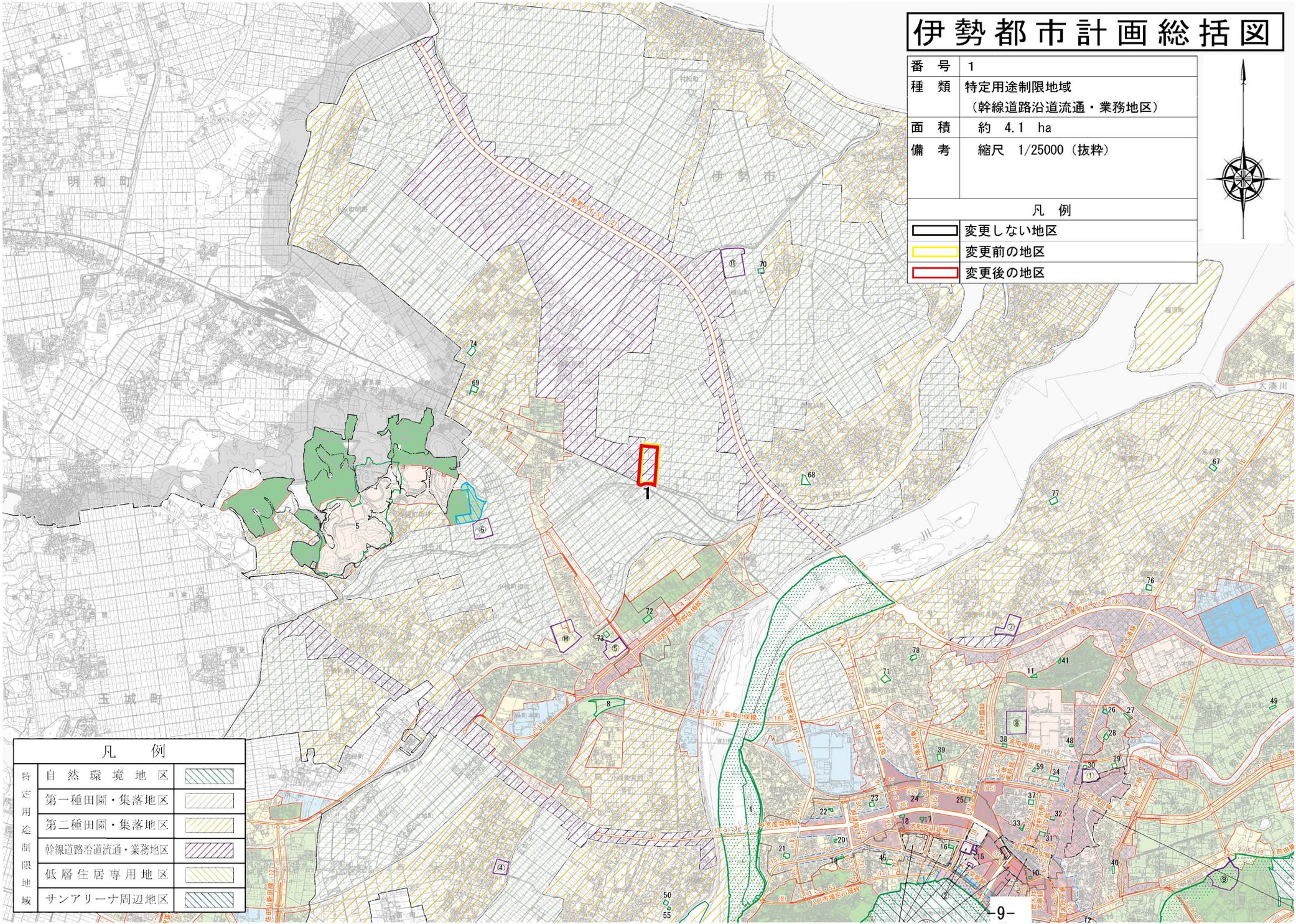
特定用途制限地域 (幹線道路沿道 流通・業務地区)	約 435.5 ha 約 439.6 ha	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○店舗等の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの ○客席が 200 m²以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
		工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設は除く。</p>	
特定用途制限地域 (低層住居専用 地区)	約 23.0 ha	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物以外 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
		工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○クラッシュャープラント、コンクリートプラント等 ○アスファルトプラント等 ○工作物である単独車庫で、築造面積が 50 m²を超えるもの ○工作物である建築物附属自動車車庫で、築造面積が 600 m²を超えるもの ○高さが 8mを超えるサイロ等 ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
特定用途制限地域 (サンアリーナ 周辺地区)	約 74.3 ha	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ○店舗等 ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○キャバレー、個室付浴場等 ○幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ○大学、高等専門学校、専修学校 ○図書館等 ○神社、寺院、教会等 ○病院 ○老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 ○老人福祉センター、児童厚生施設等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
合 計	約 9,099.5h a			

伊勢都市計画総括図

番号	1
種類	特定用途制限地域 (幹線道路沿道流通・業務地区)
面積	約 4.1 ha
備考	縮尺 1/25000 (抜粋)



凡例	
	変更しない地区
	変更前の地区
	変更後の地区



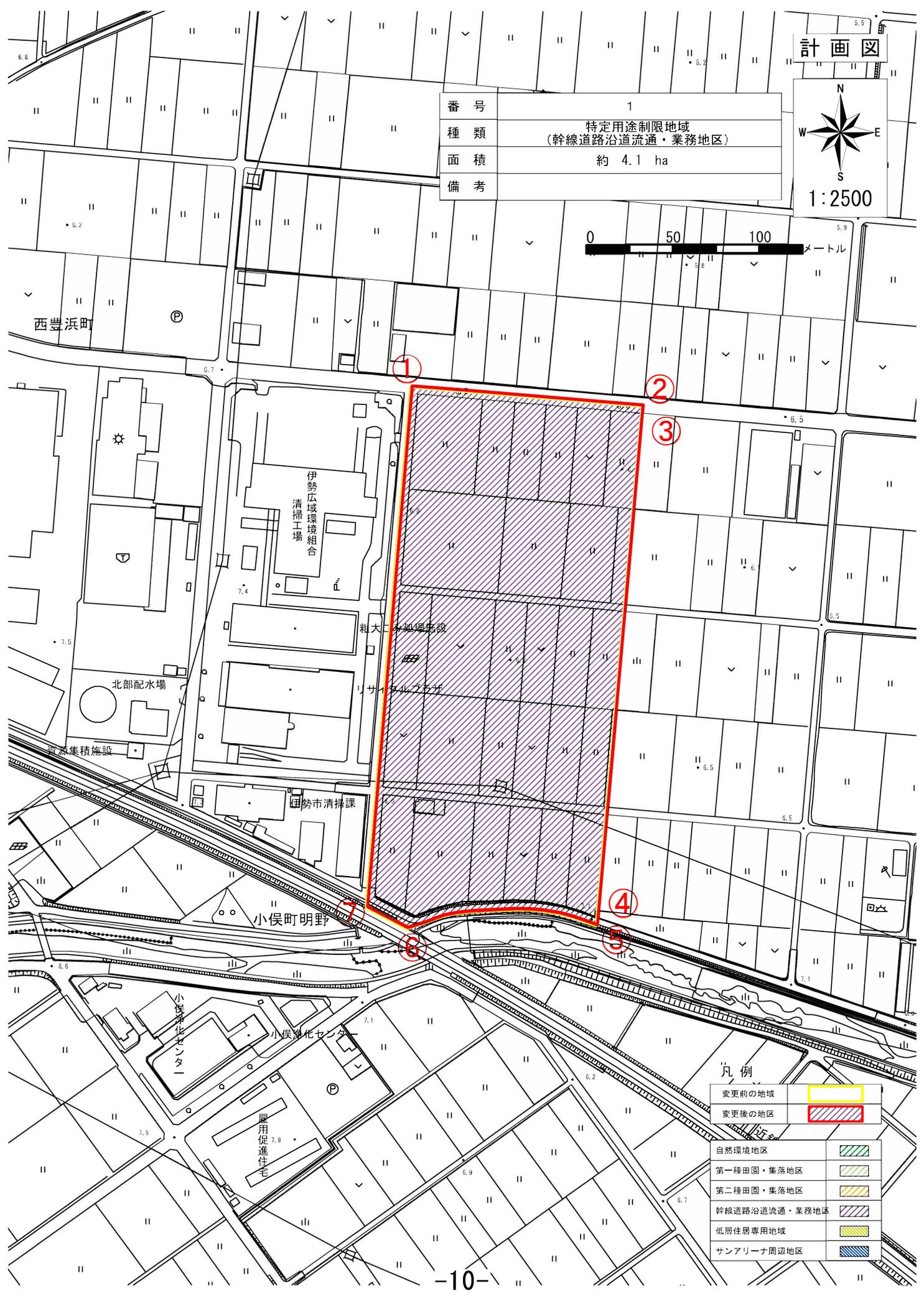
凡例		
特定用途制限地域	自然環境地区	
	第一種田園・集落地区	
	第二種田園・集落地区	
	幹線道路沿道流通・業務地区	
	低層住居専用地区	
	サンアリーナ周辺地区	

計画図

番号	1
種類	特定用途制限地域 (幹線道路沿道流通・業務地区)
面積	約 4.1 ha
備考	



1:2500



凡例

変更前の地域	
変更後の地区	
自然環境地区	
第一種田園・集落地区	
第二種田園・集落地区	
幹線道路沿道流通・業務地区	
低層住居専用地域	
サンアリーナ周辺地区	

理由書

伊勢広域清掃工場については、昭和50年4月から継続使用しており、老朽化が著しい状況にあるため、新たに施設を設けることとなるが、既存施設の稼働停止は出来ず業務を継続しながら建設していくことになるため、建設候補地として新たに用地を求めていく必要がある。

建設候補地については、災害や自然環境保護の観点、インフラ設備の整備状況等から対象地を絞り込み、土地の現況、経済性、周辺状況、その他の要素により、現有地を含む伊勢広域清掃工場周辺に計画することとした。

平成24年4月の特定用途制限地域の決定では、地区設定の考え方として、まとまりのある整地された農用地区域の保全を図るため、当該地を第一種田園・集落地区に指定したが、将来にわたる安全かつ安定的なごみ処理体制を継続するための都市計画ごみ処理場用地として、都市計画の土地利用との整合性を図るため、幹線道路沿道流通・業務地区に変更しようとするものである。

